

青森県報

第二千八百四十四号

平成十九年
十月十二日
(金曜日)

目 次

告 示

| | | |
|---------------------------|---------|---|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 | (健康福祉課) | 一 |
| 生活保護法による医療機関の指定 | (同) | 一 |
| 障害福祉サービス事業者の指定 | (障害福祉課) | 二 |
| 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定 | (同) | 二 |
| 保安林の指定施業要件の変更予定 | (林政課) | 二 |
| 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出 | (出納課) | 三 |
| 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出 | (下北地域局) | 三 |
| 公有財産の売却に係る一般競争入札 | (財産管理課) | 三 |
| 右 同 | (同) | 四 |
| 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 | (県民生活課) | 五 |
| 県営土地改良事業計画変更の決定 | (農村整備課) | 五 |
| 都市計画の変更案の縦覧 | (都市計画課) | 五 |
| 出先機関 | (同上) | 六 |
| 道路の位置の指定 | (同上) | 六 |
| 選挙管理委員会 | (同上) | 六 |
| 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表 | (事務局) | 六 |
| 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 | (同) | 六 |
| 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 | (同) | 七 |

告 示

青森県告示第七十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
|----------|---------------|---------|
| 滝沢北村歯科医院 | 八戸市売市二丁目一の六 | 平成一九・〇一 |
| 福嶋内科医院 | 弘前市大字住吉町二二 | 一九・〇三 |
| 近江整形外科 | 弘前市大字山下町四の一 | 一九・〇三 |
| 木村皮ふ科 | 弘前市大字駅前一丁目一の五 | 一九・〇三 |

青森県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
|-------------|------------------|---------|
| 滝沢北村歯科医院 | 八戸市売市二丁目一の六 | 平成一九・〇一 |
| 近江整形外科 | 弘前市大字山下町四の一 | 一九・〇一 |
| ささくりニック | 八戸市大字田向字間ノ田六四の一 | 一九・〇一 |
| みんな野薬局八戸南店 | 八戸市大字田向字間ノ田六四の二 | " |
| ひらかわ歯科クリニック | 平川市小和森中松岡一六の二 | " |
| 渋谷歯科診療所 | 五所川原市金木町朝日山三三六の一 | 一九・〇二 |

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びにむつ市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百二十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十九年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
三戸郡五戸町字観音堂四の三
小村 徳弥

青森県告示第七百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一号の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------|--|-----------------------------|
| 加入区 の名称 | 届 出 事 項 | 指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 |
| 六ヶ所 海水 | 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八番地 木村 常紀 上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前四六番地一 高橋 義経 上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五番地二 鳥谷部信一 | 場 所 六ヶ所村 海水漁業 協同組合 |
| | 期 間 | |
| | 平成十九年十月十九日 から 十月二十 二日 まで | |

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる財産の売却
土地

| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 |
|-----------------|-----|--------------|
| 鯿ヶ沢町大字七ツ石町一四二の一 | 宅 地 | 二七六・六一平方メートル |

- 二 予定価格
三百九十万円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所
鯿ヶ沢町大字七ツ石町一四二の一
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所
青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課
- 六 入札及び開札の場所及び日時
1 場所

五所川原市栄町十

青森県五所川原合同庁舎三階B会議室

2 日時

平成十九年十一月十二日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年十月十七日から同年十一月五日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年十月二十三日午前十一時から、鱒ヶ沢町大字七ツ石町一四二の一において現地説明を行う。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる財産の売却

土地

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 所 | 在 | 地 | 地 | 目 | 地 | 積 |
|---|---|---|---|---|---|---|

黒石市大字甲大工町二の一

宅地

一五六三・七六平方メートル

黒石市大字後大工町九

宅地

九七七・〇二平方メートル

黒石市大字後大工町四八

雑種地

一九三平方メートル

建物

| 所 | 在 | 地 | 種 | 類 | 床 | 面 | 積 |
|--------------|---|---|------|---|--------|--------|---|
| 黒石市大字甲大工町二の一 | | | 事務所 | | 八八五・三九 | 平方メートル | |
| | | | 車庫 | | 六七・九八 | 平方メートル | |
| | | | 犬抑留所 | | 四一・八一 | 平方メートル | |

その他 土地又は建物の付属物である工作物等

二 予定価格

千百八十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

黒石市大字甲大工町二の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字蔵主町四

青森県弘前合同庁舎本館二階会議室

2 日時

平成十九年十一月十二日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

黒石市大字甲大工町二の二に設置されている焼却炉解体等に係る通知の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札に参加する者は、平成十九年十月十七日から同年十一月五日までの間に一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

3 物件については、平成十九年十月二十三日午後三時から、黒石市大字甲大工町二の二において現地説明を行う。

4 黒石市大字甲大工町二の二に設置されている焼却炉については、県有財産売買契約締結後に県の負担により解体、撤去、処分を行う。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めーりんごネット

三 代表者の氏名

清藤 浩之

四 主たる事務所の所在地

平川市猿賀石林一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の持つ豊かな生活文化や四季のうつろいを感じさせる自然の美しさなどの資源を活用し、観光・交流・体験の地域コーディネート組織として活動することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、根岸地区の県営土地改良事業（基幹水利施設補修事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十月十五日から同年十一月二日まで

三 縦覧の場所

八戸市役所

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十九年十月十二日

一 都市計画の種類
青森県知事 三 村 申 吾

二 都市計画の変更に係る土地の区域
(三・四・二号西滝新城線)

1 除かれる土地の区域
なし

2 追加される土地の区域
青森市大字石江字江渡の一部

三 縦覧場所
青森県土整備部都市計画課、青森県東青地域県民局地域整備部都市施設課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間
平成十九年十月十二日から同月二十五日まで

五 縦覧時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

出 先 機 関

上北地域県民局告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十二日

上北地域県民局長 北 村 収

| | | | |
|-----|-----|-----|------------|
| 位 置 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年月日 |
|-----|-----|-----|------------|

十和田市東二十二番町一
六の二二五八
五〇・二六メートル
六・〇〇メートル
平成
一九・九・一四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者 氏名 | 会計責任 者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出 年月日 |
|-----------------|-----------|-------------|------------------------|--------------|
| 沼畑俊一後援会 | 沼畑忠英 | 沼畑和雄 | 三戸郡南部町大字相内字荒屋敷九 | 平成 一九・九・二 |
| むつ市の未来を 考える会 | 柳牛 進 | 木下 千代治 | むつ市大字田名部字斗南岡 三三の二三〇 | 一九・九・四 |
| 小坂郁夫後援会 | 川村 忠 | 関 則雄 | 上北郡野辺地町字野辺地一 の一八 | 一九・九・六 |

青森県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| | | | | | |
|-----------------|-----------|-------------|---------------|-------|----------|
| 政治団体の名称 | 自由民主党三厩支部 | 代表者 | 正木 勉 | 届出年月日 | 平成一九・九・六 |
| 民主党青森県第1区総支部 | 代表者 | 藤田 あゆみ | 横山 清美 | 届出年月日 | 一九・九・六 |
| 社会民主党青森県連合 | 代表者 | 白川 政則 | 田沢 昌弘 | 届出年月日 | 一九・九・六 |
| 社会民主党青森県第一区支部連合 | 代表者 | 鳴海 強 | 駒田 正義 | 届出年月日 | 一九・九・六 |
| 社会民主党青森県第二区支部連合 | 代表者 | 駒田 正義 | 齋藤 憲雄 | 届出年月日 | 一九・九・六 |
| 社会民主党青森県第三区支部連合 | 代表者 | 山名 文世 | 奥 幸作 | 届出年月日 | 一九・九・六 |
| 社会民主党青森県第四区支部連合 | 代表者 | 弘前市大字和徳町三四六 | 松橋 知 | 届出年月日 | 一九・九・六 |
| | | | 弘前市大字田町五丁目三の三 | 届出年月日 | 一九・九・六 |

政党以外の政治団体

| | | | | | |
|----------|-----|-------|---------------|-------|----------|
| 政治団体の名称 | 六新会 | 代表者 | 高田 竹五郎 | 届出年月日 | 平成一九・九・四 |
| 種市一正後援会 | 代表者 | 堀口 一 | 三沢市大字三沢字堀口一の一 | 届出年月日 | 一九・九・六 |
| 富岡ゆきお後援会 | 代表者 | 奈良 正義 | 三沢市大字三沢字堀口一の一 | 届出年月日 | 一九・九・三 |

| | | | | |
|----------|-----|-------|--------|---------|
| 日土じゅん後援会 | 代表者 | 建部 玲子 | 木下 千代治 | 一九・九・三〇 |
|----------|-----|-------|--------|---------|

青森県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。
平成十九年十月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 政治団体の名称 | 解散年月日 | 届出年月日 |
| 畑中薫後援会 | 平成一九・三・一八 | 平成一九・九・一八 |
| こむら一雄後援会 | 一九・九・二 | 一九・九・六 |
| 大沢俊幸後援会 | 一九・八・三 | 一九・九・六 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭